

事業者の皆様へ

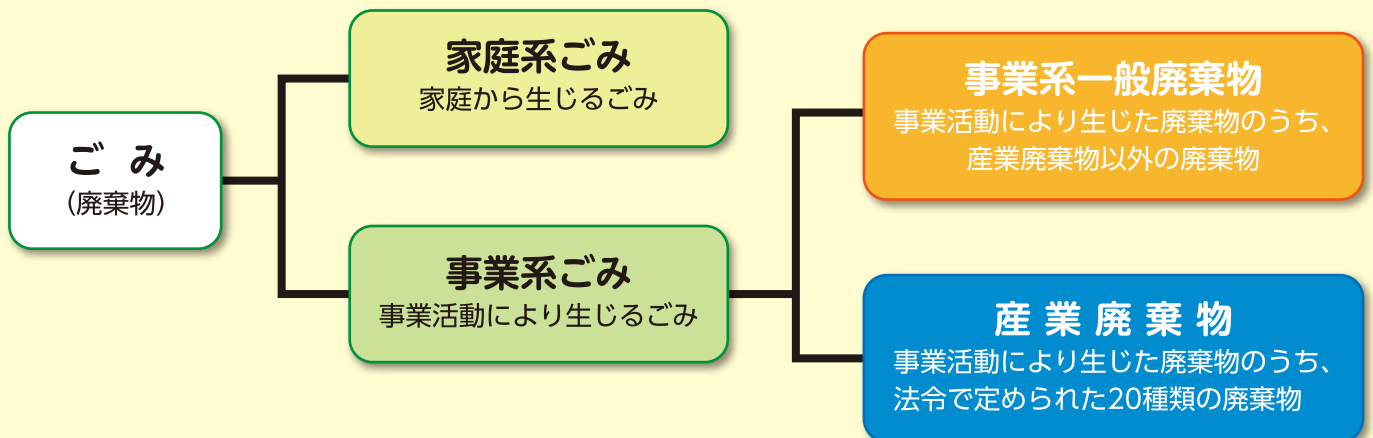
稲沢市からの  
お願い



©稲沢市 いなッピー

# 事業系ごみの正しい処理と リサイクルにご協力ください

## ◎ 事業系ごみの区分



会社やお店などから出るごみは、事業系ごみです。事業系ごみは、一般家庭以外から出るごみをいい、事務所から出るごみだけでなく、個人事業主・飲食店・工場・農業・病院・NPO等の事業活動に伴うごみも該当します。

事業系ごみは、産業廃棄物と事業系一般廃棄物に分かれます。産業廃棄物と事業系一般廃棄物の処理については、次ページ以降をご確認いただき適正に処理してください。  
(家庭系ごみと分け方・出し方が異なります。少量であっても、**家庭系ごみと同じ方法では処理できません。**)

## ◎ 家庭系ごみの集積場所に出していませんか

事業系ごみを適切に処理していますか。また、家庭系ごみと同様に処理していませんか。

事業所から出たごみを家庭系ごみの集積場所に出す行為は、ごみの種類・量に関係なく不法投棄とみなされる場合があります。



### 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第3条 (事業者の責務)

事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。

**家庭系ごみの集積場所には出せません!**








# レッツトライ！事業系ごみの減量と正しい分別

## 昼食時のプラスチック弁当箱（トレイ等）も産業廃棄物です

事業所から出るプラスチック製の容器・製品は全て産業廃棄物です。例えば、製品の梱包材だけでなく、従業員の昼食時の弁当箱・ストロー等も産業廃棄物（廃プラスチック類）となります。  
※家庭系ごみと異なり、の表示の有無は関係ありません。



## リサイクルしてごみの量を減らそう

廃棄物として処理する場合、飲料缶は産業廃棄物（金属類）、ガラスびん類は産業廃棄物（ガラスくず）、古紙・古衣服は事業系一般廃棄物に該当しますが、これらは廃棄物ではなく資源として金属商や古紙業者等の回収業者に依頼することもできます。  
※違法な不用品回収業者は利用しないでください。



## 蛍光灯など水銀を含む廃棄物の処理にご注意ください

「水銀に関する水俣条約」が採択され、人の健康と環境を保護するための取組みが国際的に進められています。事業者から出る水銀を含む蛍光灯、ボタン電池、水銀体温計等は水銀使用製品産業廃棄物に該当し、個別の管理・処分が必要です。

詳しくは、  
コチラで検索

○愛知県 HP で検索 <https://www.pref.aichi.jp/>

○環境省 HP で検索 <https://www.env.go.jp/>

水銀を含む廃棄物

水銀廃棄物 ガイドライン



## 食品ロスを減らしてみよう！

日本では、まだ食べられるのに捨てられてしまう食品（食品ロス）が年間約643t発生しています。その半分以上が事業活動に伴う食品ロスです。事業者と消費者の双方がもったいないの意識を持つことで削減できます。



### ○事業者にてできること

- ・食材の在庫管理を徹底し、計画的な仕入れをする
- ・調理、製造時の過剰除去の削減
- ・規格外品の扱いや納品期限の緩和を検討する
- ・エコ料理（レシピ）の考案
- ・賞味期限が迫っている食品を値引き販売する
- ・飲食店は、小盛メニューを提案する
- ・天候やイベント情報から販売量を予測する



## 問 合 先

### 【本チラシ・事業系一般廃棄物のご相談】

分け方・出し方について・・・稲沢市 経済環境部 資源対策課 電話 0587-36-0135  
環境センターへの搬入について・・・稲沢市 経済環境部 環境施設課 電話 0587-36-4357

### 【産業廃棄物の処理先のご相談】

一般社団法人 愛知県産業廃棄物協会 電話 052-332-0346